

○岡山県開発審査会条例

昭和四十五年三月三十日 岡山県条例第二号

(目的)

第一条 この条例は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七十八条第八項の規定に基づき、岡山県開発審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第二条 審査会は、委員七人をもつて組織する。
(平二五条例七六・追加)

(委員の任期等)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、任期満了後であつても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行なうものとする。
3 委員は、再任されることができる。
(平二五条例七六・旧第二条線下)

(会長)

第四条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
(平二五条例七六・旧第三条線下)

(会議)

第五条 審査会は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。
2 審査会は、会長(会長に事故があるときは、その職務を代理する者)及び三人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
3 審査会の議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(平二五条例七六・旧第四条線下)

(庶務)

第六条 審査会の庶務は、土木部において行う。
(平五条例一九・一部改正、平二五条例七六・旧第五条線下・一部改正)

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会にはかつて定める。
(平二五条例七六・旧第六条線下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十二年岡山県条例第六号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成五年条例第一九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二五年条例第七六号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。